

同じ趣旨でありますけれども、これを提出者から再提案された場合は改めて実現できるように積極的に取り組んでほしいんですという声であります。

検討するとされた提案についても、政府全体として適切な進行管理、またフォローアップもしてほしいという要望があると思いますが、その点についての対応についてお伺いいたします。

○宮地政府参考人 お答え申し上げます。

過去の提案募集で実現しなかった提案につきましては、先ほども申し上げましたが、原則として特段の情勢の変化がない場合には、関係府省と議論を行う上で材料がないため調整の対象としておりませんが、その後の情勢の変化があると考えられる場合には、改めてしつかりと調整対象とした上で、関係府省と議論をすることいたしております。

また、年末の閣議決定におきまして対応方針を決めさせていただいておりますけれども、この中で、引き続き検討を進めることとしたものにつきましては、関係府省とも連携をしつつ、内閣府においてフォローアップを行い、検討状況、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告するなど、地方側に情報提供を行っているところでありまして、今後とも、引き続き検討とされた案件につきましても、しつかりとフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○長谷川委員 是非そのようにしていただきますよう、御要望を再度させていただきます。

次に、これについての質問を追加いたしますが、提案募集方式が現在行われておりますが、個々の自治体の遂行に当たって支障となっている義務づけや枠づけ等について、地方の発意に基づいて迅速かつ柔軟に見直しができたり、委員会勧告方式では対象としない事項についても改革の対象としているなど、現行の制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた見直しに係る提案も対象になるなど、よい面もあるといふうに評価を

されているようです。

反面、デメリットとしては、提案募集方式では、提案を受けた個別の制度の見直しを行うものであるため、国、地方の役割分担、一番肝腎な税財源の配分の見直し、そして地方財政の在り方、

分権改革の抜本的な推進につながらないのではないかというふうに危惧しているようでありますし、まさに私は、国と地方の在り方を見直すためには、税財源の配分の見直しも含めて必要ではな

いかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○宮地政府参考人 提案募集方式につきましては、平成二十六年の導入以来、地方創生、子ども・子育て関連を始め、地方の現場における様々な分野の幅広い問題を解決しております、地方の具体的な意見を反映する仕組みとして地方側からも評価いただいているところであります。

一方で、類似の制度や関連する制度等についても併せて検討すべきでないか、あるいは、個別の提案への対応の積み重ねから確認できる課題にも対応すべきではないかといった御指摘もありまして、令和二年の提案募集からは、類似する制度改正などを一括して検討するための重点募集テーマを設定するなどの取組を行っているところであります。

以上でございます。

○長谷川委員 この点については以上で質問を終わらせていただきます。

時間の関係もありますので、お示しした資料の中からちよつと私見を述べさせていただきたいと思います。

地方の活力を創出するには、国を挙げてのテーマでありますし、日本の存亡に関わってくる、防衛上、あるいは食料自給率の観点からもそうではないかというふうに思っておりますが、現在まで、この約五十年間ぐらいを見ると、農業、第一次産業への従事者が、一九二〇年代には五三・

八%、戦後、五〇年代においては四八・五%であります。

あつたわけであります、農林水産、林業も含めていますが、現在は何と三・八%。これで本当に日本の國を守れるのか、日本の国民のために食料の自給率を確保できるのか、こういった観点

からも、地方創生が大きな力を發揮していただけます。

場面があるのではないかというふうに思つております。

特に、この表を見ていただくと、裏面、資料一の方でございます、これについては、農林漁業就業者数から分かっている範疇ですが、一九六二年から現在まで、二〇二〇年までいくと、農業

が、一九六二年、一千三百三十四万人から、現在は百九十四万人。私のところも農村地帯を多く抱えておりますけれども、後継者のいる家庭は、農家は、十軒あるかないかという部分。あつても二、三軒というのが実態であります。

農地の集約、中間管理機構等々、大規模化を進めてきておりますけれども、国連でも家族農業を重視していくということは、我々も当然理解できることであるし、地方分権の視点からいたら、まさにそれが大きなテーマの一つでなければいけないと私は思います。

また、林業もそうですが、かつて、一九六二年、六十四万人から、現在は何万人になつたと思われますか。六万人。資料によつては六万人を切つていて、そういうことも言われております。

本当に、治山治水、国を守る要、この林業がこれまで本当にいいんでしょうか。安いから外国から材料を輸入する、それに加えて、農業を守つていなく、守つてきたという痕跡がこの中では認められないというのが長期的な視点に立つた御指摘でございます。これについても地方創生の観点を是非発揮していただきたい。

植林された木の伐採、枝打ちが得られないなど、表土に光が当たらないから、土砂がむき出しになってしまいます。そこに今回のよつた集中豪雨が起きると、容易に土砂災害が起きるという悪循環に陥っている部分もあるといふことも地方ではあ

りますので、御指摘を申し上げます。

また、もう一つ、漁業でありますけれども、サーモンの話、本当に我々の子供の頃は、ノルウェー、日本は水産国家でありますたが、その面影は今どこにあるんでしょうか。当時の漁業者が六十九万人、現在漁業就業者数が二〇二〇年で十三万人となつていて、

それに加えて、昨年は漁業法を変えて、地域の津々浦々、しつかり守つてくれていた漁業権、これは売り買いができる、大手漁業、水産業、場合には、バツクに外資本がある漁業者でもこれが入手可能な道が開かれている。

二〇一七年で二十万人だった漁業従事者が、この三年後、現在十三万に激減している、こんな実態もあることを申し添えさせていただきます。最後になりますけれども、本当にこの地方創生、今一番重要なテーマ、これをなくして日本の将来はありません、また、大臣がお務めの少子化、この二つをしつかりやり切れれば、日本の再生は絶対あり得るということを、私見でありますけれども申し添えさせていただきます。

最後になりますけれども、本当にこの地方創生、今一番重要なテーマ、これをなくして日本の将来はありません、また、大臣がお務めの少子化、この二つをしつかりやり切れれば、日本の再生は絶対あり得るということを、私見でありますけれども申し添えさせていただきます。

ありがとうございました。

○伊東委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後二時二十八分開議

午後零時三分休憩

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でござります。

地方創生担当の坂本大臣の所信に対する質疑を行わせていただきます。

四月五日、昨日ですが、大阪府、兵庫県及び宮城県で蔓延防止等重点措置が発令されました。時



が、一度目の緊急事態宣言下で休業した後、その後の見通しが立たないということで廃業されたそうです。坂本大臣は所信の中でもう述べておられるんですね。「地方創生の取組を、全府省庁と連携を取りながら総合的に推進してまいります」と。新型コロナ感染拡大の第四波は、まさに地方での感染が広がっているというのが一つの特徴だと思うんです。

そこで、大臣、地方の事業者を倒産させないと

めにどのような姿勢で臨むのか、その決意についてお答えください。

○坂本国務大臣 地方ににおける中小企業の雇用維持、それから事業継続、倒産させないようにするためには、一時支援金や雇用調整助成金等によりまして、政府といいたしましては中小企業を総合的に今支援しているというふうに承知をしております。

地方創生の観点からいいますと、地方創生臨時交付金を令和二年度の一次、二次補正予算で三兆五兆円を追加措置したところです。このうち、地方の単独事業分につきまして、一兆円でございまのうちの七十四百億円が、自治体の意向を踏まえて、令和三年度に繰り越すことになつております。それぞれの自治体におかれましては、まずは実施計画に基づいて取り組んでいただく。そして、令和三年度に繰り越すことになつております。

それぞれの自治体におかれましては、まずは実施計画に基づいて取り組んでいただく。そして、七千四百億円分の繰越分についても、これを中小企業への、地方の中小企業への支援などに充てるなど有効に御活用いただきたいというふうに思っております。

これらによりまして、内閣府としては、引き続き関係省庁としっかりと連携をしてまいります。厚生労働省あるいは経済産業省、それぞれの省庁と

連携をしながら自治体の取組を支援する。それを通じまして、地域の中 小企業を始め、地域経済の下支えというものをしっかりととてまいりたいと思います。コロナ感染拡大の第四波は、まさに地方での感染が広がっているというのが一つの特徴だと思うんです。

そこで、大臣、地方の事業者を倒産させないと

めにどのような姿勢で臨むのか、その決意についてお答えください。

○清水委員 是非お願いしたいと思います。先ほど、一時支援金のお話もされましたけれども三月末までの対象でございまして、やはり持続化給付金をもう一度支給するということが求められていますのではないかというふうに思うんです。

持続化給付金は、事業者の倒産、廃業を防ぐ上

で大きな効果をもたらしました。一方で、不正受給も大変大きな問題となりました。大阪では、二百五十件、三億円以上をだまし取ったとして、男女三人が逮捕されましたし、税務署の職員が闇

わった不正受給の事件も起きました。

経済産業省は、こうした不正受給について、実

態把握のための努力をこれまでされてきたでしょ

うか。お答えください。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。

まず、これまで、警察の捜査に対しまして多數

の照会に回答するなど全面的に協力するとともに、千四百人以上の不正受給が疑われる者につきまして、中小企業庁といいたしまして処罰を求める意思を警察に対し伝達してきたところでございま

す。

また、経済産業省といいたしましても、不正受給の実態を把握するため、給付した案件の事後のな

確認も実施しております。

具体的には、委託先の法律事務所を活用いたしまして、不正受給の疑いがある場合を含め、給付要件を満たしていない可能性がある方に対しまして認証確認の書面を送付しております。

例えば、不正の疑いについて確度の高い情報提

供がなされた申請、また、不正が疑われる申請と同一のメールアドレスから行われた申請、季節性

のある業種について、例えば農業における農閑期

のように、通常、収人がないため新型コロナの影響による収入減ではない可能性がある申請などに

対し、認識確認を行っております。

これまでに約一万五千者の方から、給付要件を

提出や警告のチラシを作成し、ホームページへの掲載や申請サポート会場での掲示、新聞広告など

の掲載などを行つてきたところでございます。

これまでに約一万五千者の方から、給付要件を

提出や警告のチラシを作成し、ホームページへの

掲載や申請サポート会場での掲示、新聞広告など

の掲載などを行つてきたところでございます。

のトップで税理士法人の理事長が確定申告の代行もやつているなどと説明していました。

まるでこの言いぶりは、不正の手口が自民党内で共有されているかのような口ぶりをこのスタッフはしているわけですね。経産省はこの不正受給についても調査しましたが。

○長坂副大臣 報道につきましては承知をいたしましたが、不正の手口が自民党内で共有されているかのような口ぶりをこのスタッフはしているわけですね。経産省はこの不正受

給についても調査しましたが、不正の手口が自民党内で共有されているかのような口ぶりをこのスタッフはしているわけですね。経産省はこの不正受

○長坂副大臣 熊田議員に関しましては、捜査に

は全面的に協力する旨のコメントを出されたものと承知をいたしております。

一般論いたしまして、個々の事案については政治家それぞれが説明責任を果たしていくべきものだと考えております。

○清水委員 しっかりと調査すること、そして、時短要請協力金においても事業者に間違いなく支給される仕組みを構築するよう政府に求めまして、時間が来ましたので質問を終わります。

○伊東委員長 次に、美延映夫君。

○美延委員 日本維新の会の美延映夫でございます。

本日は、地方創生委員会で質問の時間を与えていただきましてありがとうございます。

政府は、地方創生におけるテレワークの推進に相当力を入れておられるとのことです、この地方創生のテレワークの推進は、一つ目に

は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識があります。二つ目には、地方におけるサテライトオフィスの勤務など、テレワークを推進することで地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中のは正、地方分散型の活力ある地域社会の実現ができるま

す。そして三つ目には、テレワーク推進に付随した各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や、労務面の環境整備を進めることができると、様々な利点があります。

この地方創生テレワークの推進に向けた主要な支援策には、地方創生テレワーク交付金の創設、地方創生テレワーク事業、地方創生移住支援事業の対象の拡充とある中で、地方創生テレワーク交付金の創設に関しては、地方にサテライトオフィスを整備するために、三次補正で百億円がついております。

通常の推進交付金や整備交付金は補助率は二分の一ですが、この地方創生テレワーク交付金の補助率は四分の三と相当なものになつております。

対象事業も、自治体の施設のみならず、民間所有施設開設支援や、既存施設活用促進、企業進出支援と、従来と比較すると相当手厚い補助金だと思います。

また、つい先日、三月三十日に、政府は、全国百三十八事業に対しても合わせて四十億円を交付すると、坂本大臣は記者会見で、交付金を有効活用し、地方への流れを加速していくとおっしゃつておられました。

また、実際に動き出しているとの認識で、これは喜ばしいことだなと思うんですけれども、当面の動きにしっかりと注目していきたいと思います。

そこで、質問させていただきますが、この百億円の補助金の創設によって、全国にどの程度のサテライトオフィスが整備されると想定されているのでしょうか。この地方創生テレワーク交付金によつて、活用されないサテライトオフィスが地方にたくさんできるのではないかという懸念も考えられます、これを回避するためにどのような措置を考えられているのか、併せて教えていただけますでしょうか。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

地方創生テレワーク交付金でございますけれども、三月三十日に、第一回交付分といたしまして、百三十八の事業に対しまして四十億円の支援を決定したところでございます。

これによりまして、地方公共団体や民間が運営するサテライトオフィス、コワーキングスペース等につきましては、百八十六の施設が新たに整備されると見込んでおります。

また、第二回交付に向けた募集につきまして、

この事業自体は令和元年からスタートしたと聞いておりますが、地方創生移住支援事業は、東京圏から地方へ移住して、地域企業への就業や社会的起業等をする移住者の場合、移住資金として百億円を執行したとすれば、およそ四百程度の施

設が新たに整備されるというふうに見込まれております。

また、先生御指摘の、活用されない施設が地方に多くできるのではないかという点でございます

が、大変重要な御指摘だと思つています。

この指摘につきましては、本事業を推進する地方公共団体に対しまして、施設の整備をもつて事業を完了とするのではなく、地域の特色を生かして施設の活用の促進に取り組み、地方への新しい人の流れを加速させていただくことを期待しております。

このため、本事業につきましては、KPIとい

たしまして、二〇二四年度におきまして施設利用企業数、それから施設利用者数等を設定し、その達成を求めるとともに、交付対象経費に施設利用の促進に向けましたプロジェクト推進費を含めておりまして、都市部の企業に向けた効果的なプロジェクト等を実施するよう求めております。

また、先生の御指摘ございましたが、令和三年度予算におきまして地方創生テレワーク推進事業を計上いたしまして、企業の地方進出等に向けました機運の醸成ですか行動変容を促すため、企業と地方公共団体を結ぶ情報提供体制等の整備や産業界等の関係者を巻き込む取組、そういうものを進めております。

これらの取組を通じまして、本交付金により整備されましたサテライトオフィス等がしっかりと活用され、都会から地方への大きな人の流れが生み出されるように取り組んでまいります。

○美延委員 今言わわれていましたように、本当に地方への流れをしっかりとしていくだけるよう、これはもう是非是非よろしくお願ひいたします。

○菅原政府参考人 お答えいたします。

地方創生移住支援事業につきましては、委員のお話がありましたとおり、令和二年度におきましては、四十二道府県、千二百十七市町村で取り組まれております。事業開始から本年二月までの累計値でございますけれども、暫定値になりますが、三百四十一件、六百四十四名の移住実績となつていております。

また、地方創生起業支援事業につきましては、四十道府県で取り組まれておりますが、暫定値になりますが、三百四十一件、六百四十四名の移住実績となつていております。

ただ、この地方創生移住支援事業と地方創生起業支援事業というものは、認知度が著しく低いと感じております。地方六団体は、移住、起業支援事業の東京二十三区での周知、広報の充実を求めております。

○菅原政府参考人 お答えいたします。

地方創生移住支援事業、起業支援事業につきましては、その広報について、地方六団体などから御要望をいたいでいるところでございます。

国といいたしましては、本事業の一層の活用を促

万円、地方創生起業支援事業は、地域の課題に取り組む社会性、事業性、必要性の観点を持つ起業等をする者に、起業支援金として最大二百万円支給することになつております。つまり、東京圏から地方へ移住して社会的事業を起業した場合には、移住支援金と起業支援金を合わせて最大三百万円支援されることになります。

令和二年度では、四十二都道府県、千二百十七市町村で実施されているのですが、その実績に関する一切公表がありません。移住、起業支援事業等によってどの程度の人数が地方に移住して、また、どの程度の人数が地方で起業したのか、数字を教えていただけますか。

○菅原政府参考人 お答えいたします。

地方創生移住支援事業につきましては、委員のお話がありましたとおり、令和二年度におきましては、四十二道府県、千二百十七市町村で取り組まれております。事業開始から本年二月までの累計値でございますが、暫定値になりますが、三百四十一件、六百四十四名の移住実績となつていております。

また、地方創生起業支援事業につきましては、四十道府県で取り組まれておりますが、暫定値になりますが、三百四十一件、六百四十四名の移住実績となつていております。

ただ、この地方創生移住支援事業と地方創生起業支援事業というものは、認知度が著しく低いと感じております。地方六団体は、移住、起業支援事業の東京二十三区での周知、広報の充実を求めております。

○菅原政府参考人 お答えいたします。

地方創生移住支援事業、起業支援事業につきましては、その広報について、地方六団体などから御要望をいたいでいるところでございます。

国といいたしましては、本事業の一層の活用を促

ます。

通常の推進交付金や整備交付金は補助率は二分の一ですが、この地方創生テレワーク交付金の補助率は四分の三と相当なものになつております。

対象事業も、自治体の施設のみならず、民間所有施設開設支援や、既存施設活用促進、企業進出支援と、従来と比較すると相当手厚い補助金だと思います。

また、つい先日、三月三十日に、政府は、全国百三十八事業に対しても合わせて四十億円を交付すると、坂本大臣は記者会見で、交付金を有効活用し、地方への流れを加速していくとおっしゃつておられました。

また、実際に動き出しているとの認識で、これは喜ばしいことだなと思うんですけれども、当面の動きにしっかりと注目していきたいと思います。

そこで、質問させていただきますが、この百億円の補助金の創設によって、全国にどの程度のサテライトオフィスが整備されると想定されているのでしょうか。この地方創生テレワーク交付金によつて、活用されないサテライトオフィスが地方にたくさんできるのではないかという懸念も考えられます、これを回避するためにどのように措置を考えられているのか、併せて教えていただけますでしょうか。

○新井政府参考人 お答え申し上げます。

地方創生テレワーク交付金でございますけれども、三月三十日に、第一回交付分といたしまして、百三十八の事業に対しまして四十億円の支援を決定したところでございます。

これによりまして、地方公共団体や民間が運営するサテライトオフィス、コワーキングスペース等につきましては、百八十六の施設が新たに整備されると見込んでおります。

また、第二回交付に向けた募集につきまして、この事業自体は令和元年からスタートしたと聞いておりますが、地方創生移住支援事業は、東京圏から地方へ移住して、地域企業への就業や社会的起業等をする移住者の場合、移住資金として百億円を執行したとすれば、およそ四百程度の施